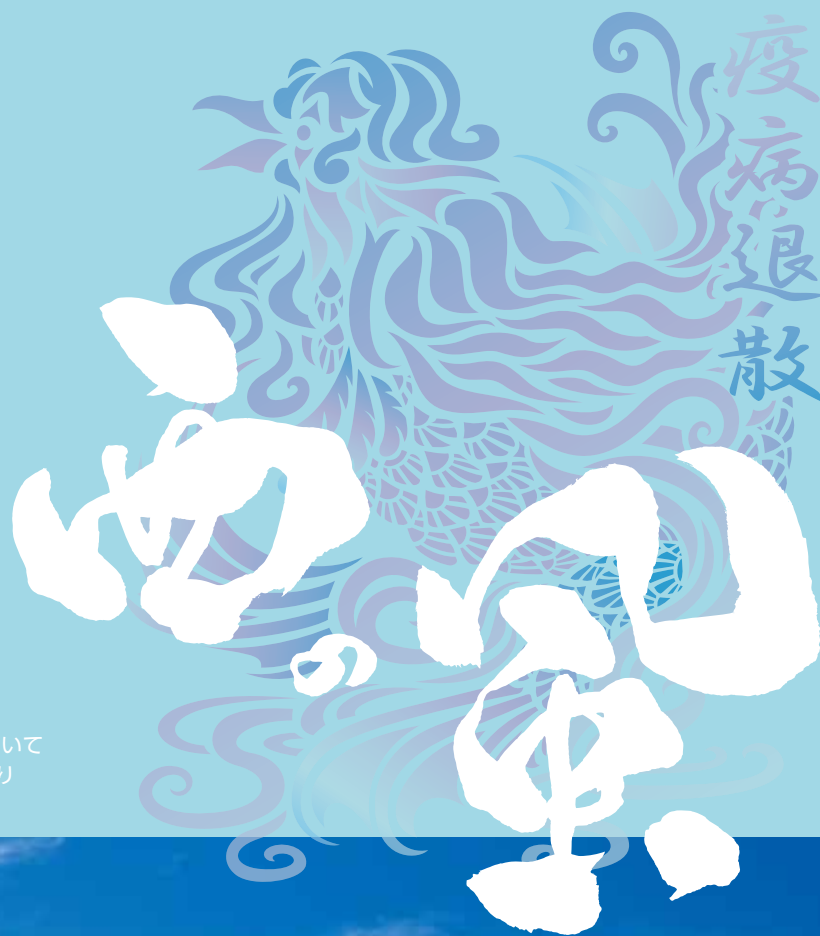


WEST WIND



Vol.102

2020 夏号

- 第8回 定時総会開催
- 西福岡税務署の人事異動
- 健康について
- 青年部会・女性部会レポート
- 新入会員紹介
- 税務署だより



[糸島市 櫻井神社 二見ヶ浦]

がんばろう!福岡
STOP! COVID-19



公益社団法人 福岡西部法人会

第8回 定時総会開催

日程: 令和2年7月17日(金)

場所: 株式会社姪浜タクシー 本社会議室



新型コロナウイルス感染を回避するため、 書面による議決権行使により、多くの会員の承認を得る。

公益社団法人福岡西部法人会令和元年度第8回定時総会が、新型コロナ禍の中、福岡市西区の姪浜タクシー本社会議室において17名が出席して挙行されました。

開催の冒頭に進行役を務めた穂吉憲一副会長から、総会の有効成立数700社に対して出席・議決権行使書の合計は1,027社と、定足数の報告が行われ、総会の成立を宣言、瀬尾亮二会長を議長に選出し、報告事項として、(1)令和元年度事業報告、(2)令和2年度事業計画、(3)令和2年度取支予算について説明、引き続き審議事項である令和元年度取支決算報告並びに

監査報告承認の件が審議され、議決権行使書と合わせて、満場一致で承認されました。

本来であれば、ご来賓をお招きしてご祝辞をいただいたり、議案書32ページに掲載されています功労者表彰、更には、辺 真一氏の記念講演会、会員交流懇談会など盛大に行う予定でしたが、会員の安全が第一であると考え、日程の延期、極少人数の出席と議決権行使書による総会参加という、残念ながら変則的な総会開催となったことに、どうかご理解をいただければと思います。

表彰状・感謝状 受賞者

法人会活動にご尽力いただいた方々です。皆様、おめでとうございます。

福岡西部法人会会長 会員増強功労者表彰

全国法人会総連合 会長功労者表彰

単位会功労者

副会長 荻田 和代
常任理事 三野原信二

福岡県法人会連合会 会長単位会功労者表彰

理事 井村 哲
理事 西原 寛昭
組織副委員長 友納 剛
厚生委員 金堀 雄二
厚生委員 柳田 惠隆

岩本 芳浩 廣田 栄作
西原 寛昭 中村 利行

第8支部 三坂 廣明
第6B支部 久保田晋平
第6A支部 西原 寛昭

大同生命保険株式会社
黒田 信子

会長あいさつ

会員拡大5年連続60社以上達成！ コロナ禍という困難な状況の中で 当法人会の存在意義を！！

会長 瀬尾 亮二



皆様こんにちは。

本日は、ご多忙の中、第8回定時総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルスの感染拡大によって、事業に大きな影響を受けている皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

また、一方で、7月3日から続いた豪雨により、球磨川流域、筑後川流域のほか、多くの地域において洪水や土砂災害により、たいへん多くの方が被災されたことに對しまして、重ねてお見舞いを申し上げる次第であります。

本来ならば、5月26日に西鉄グランドホテルにおいて多くの会員の皆様やご来賓の皆様にご参集いただいて開催をすべきところではございましたが、出席者の皆様の新型コロナウイルスからの安全を第一に考え、本日に総会を延期し、開催に当たりまして、会員の皆様には書面による議決権の行使を極力お願いしまして、極少人数で行うこととした次第でございます。

さて、当会は、昭和44年6月27日に創立し、今年創立51年目がスタートしました。

平成25年4月1日に公益社団法人の認定を受け、以来、現在まで公益社団法人として、公益性及び透明性を十分に確保した活動を行って参りました。

この間、会員相互の連携が保たれ、会運営も順調に進展いたしておりますが、これもひとえに税務ご当局、税理士会及び受託保険会社の皆様方の温かいご理解と適切なご指導並びにご支援の賜であり、深く感謝いたしております。

また、会員の皆様方には、当会の運営に対する深いご理解と会の活動に積極的にご参加をいただいたお蔭で、活発な事業活動が行われ、会の発展に大いに貢献していただいております。当会の理念であります「企業の発展の支援」、「地域振興に寄与」、「国と社会の繁栄に貢献」という大事な目標が達成できていることに、心から

感謝を申し上げる次第であります。

特に、昨年度の当会の運営について振り返ってみますと、もっとも重要なテーマであります会員の増強において、役員の皆様が中心となり、会員一丸となって努力を重ねていただいたお蔭で、1月から12月の純増が61社という結果を残すことができました。これは、全国第4位の成績でございます。

皆様のご尽力に對し、改めて敬意を表したいと思います。

「令和」という新たな時代がスタートし、私達会員企業は、自社の益々の発展と繁栄を目指し、更に努力し、躍進していかなければならないと思っておりますが、新型コロナウイルスの影響も当面は続いていくものと思われれます。

このような状況の中で、当法人会が会員の皆様に對しましてお力添えができますことは、様々な情報の収集と提供にあると思っております。

たいへん困難な状況の中であるからこそ「福岡西部法人会」の存在を意義あるものにしたいと思っており、例年にも増してタイムリーに参考書類や冊子などを皆様にご提供させていただくこととしております。

また、当会ホームページにも様々な情報を掲載いたしますので、会員の皆様にはこれらをご活用いただき、お役立ていただければと思います。

関係ご当局におかれましても、引き続き、当会に対するご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただく議案は、事前にご送付させていただきました議案書のとおりでございます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

終りに、新型コロナウイルスの終息が未だ見えておりませんが、皆様方のご健勝とご隆昌、そしてご自愛を心からお祈り申し上げます、私の挨拶いたします。



着任のごあいさつ

西福岡税務署長

よしだ こういち
吉田 浩一

本年7月の人事異動により、福岡国税不服審判所から西福岡税務署長に参りました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人福岡西部法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今年はコロナ禍により、皆様方にも大きな影響が出ていると承知しており、この場をお借りしてお見舞い申し上げます。

当署管内は、福岡市の副都心として、福岡タワーをはじめとする近代的な施設や、文化産業的施設が集まる一方で、糸島市には「魏志倭人伝」で知られる伊都国があったとき、古代の栄華を物語る遺跡が数多く残っています。

また、5つの大学が集まる学研都市でもあり、今後更なる発展が期待されていると伺っております。このような活気と魅力に溢れた素晴らしい地域を管轄する税務署で、仕事ができる機会に恵まれたことを、大変嬉しく思っております。

これから、法人会の役員の皆様や、多くの会員の皆様方からお話を伺いながら、職務に励んでいきたいと考えておりますので、前任者同様よろしくお願いいたします。

さて、福岡西部法人会におかれましては、昭和44年に創立されて以来、「よき経営者を目指すものの団体」として、各種の事業を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚など、地域に

根差した幅広い公益活動を積極的に展開しておられます。

また、青年部会、女性部会の皆様を中心に、さまざまな工夫を凝らした租税教室や絵はがきコンクールを開催し、子供たちに暮らしの中における税の役割を正しく伝えるなど、租税教育に関しまして多大なご協力をいただいております。税務行政に携わる私どももいたしまして、大変心強く感じているところでございます。

これもひとえに、瀬尾会長をはじめとする役員の皆様方並びに会員の皆様方のご理解と格別のご協力の賜物であり、ここに深く敬意を表しますとともに、引き続き、積極的な事業活動を展開していただきますようお願い申し上げます。

ところで今なお、国内外を問わず、各地で「新型コロナウイルス」との闘いが続き、先行きが不透明な状況の中にあります。

税務署といたしましては、納税が困難となった納税者の事情や心情に十分配慮しながら、様々な税制上の緩和措置を適切に適用していくとともに、融資や給付金の申請に必要な納税証明書の発行など、窓口にお越しになる納税者の方々にも丁寧に対応してまいります。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態のような状況の中において、e-Taxを利用した申告手続きは、単に利便性だけでなく、納税者の皆様の安全確保にもつながります。今後とも福岡西部法人会の皆様方のお力添えをいただきながら、引き続きe-Taxの普及にも努めていきたいと思っております。

最後になりましたが、公益社団法人福岡西部法人会の今後益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心よりお祈り申し上げますとともに、安心して暮らせる日が一日も早く訪れますことを願ひまして、着任のあいさつとさせていただきます。



人事異動に伴う西福岡税務署幹部及び法人課税部門職員(関係分)

令和2年7月10日

役職名	氏名	前任役職名
署長	吉田 浩一 <small>よしだ こういち</small>	福岡国税不服審判所 管理課長
筆頭副署長	松尾 和幸 <small>まつお かずゆき</small>	留任
副署長	寺岡 忠 <small>てらおか ただし</small>	留任
総務課長	室内雄一郎 <small>むろうち ゆういちろう</small>	武雄税務署 総務課長
総務課長補佐	横山 英雄 <small>よこやま ひでお</small>	留任
特別国税調査官(法人税担当)	渡邊 利幸 <small>わたなべ としゆき</small>	久留米税務署 特別国税調査官(法人税担当)
法人課税第一部門 統括国税調査官	竹平 和則 <small>たけひら かずのり</small>	留任
法人課税第二部門 統括国税調査官	市川 博章 <small>いちかわ ひろあき</small>	八幡税務署 法人課税第二部門 統括官
法人課税第三部門 統括国税調査官	藤川 聖一 <small>ふじかわ せいいち</small>	留任
法人課税第四部門 統括国税調査官	宮尾 秀樹 <small>みやお ひでき</small>	久留米税務署 法人課税部門連絡調整官
法人課税部門 連絡調整官	立木 伸幸 <small>たちき のぶゆき</small>	八幡税務署 法人課税第三部門 上席調査官
法人課税第一部門 上席調査官	田中 善昭 <small>たなか よしあき</small>	留任

健康について



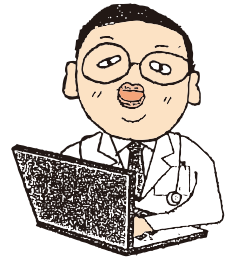
ドクターフクちゃんからの手紙

医療法人福生会フクヨ内科医院
理事長 福興 健介

今年は良い年であるように！皆様にご挨拶した舌のねも乾かないうちに、中国武漢から発生した新型コロナウイルスは、またたく間に全世界に拡大、都市封鎖など強力な対策にも関わらず未だ終息見えず拡大すらしている状態です。中国での感染がひと段落したかに見えた疫病はヨーロッパに、また米国で猛威をふるい世界保健機関はパンデミック（緊急事態）宣言しました。他方日本では2月に指定伝染病に指定、水際対策をはじめましたが予期しないクルーズ船集団発生に、とまどったり、習近平国家主席国賓招待、オリンピック開催等の難問処理に後手を踏み、国内感染を拡大させました。ようやく学校休校、自粛要請等指示ができましたがこの間私たち医療、介護機関はマスク、防護服、消毒液不足に悩まされ、唯一のコロナ診断の為にPCR検査ができない状態で外来制限、病棟閉鎖、介護施設閉鎖等余儀なくされました。又風評被害も相まって4月5月の収入は例年の半分程度と落ち込みまた職員のやりくりにも困ったりで未曾有の日々を過ごしています。皆様におかれても、もっと大変な日常を送られておられると思います。

3密を防ぐ、距離を置く、対面による食事会話を避ける、頻繁に換気する、ステイホームを心がける。コロナと共に。

コロナ時代の生活様式が推奨されました。5月連休後ようやく効果が出てきたのか感染患者数、死者数が減少、病院も余裕が出てきて第一波が収まったかのような雰囲気です。経済再開、自粛解除がなされました。しかし世界では患者数、死者数ともに増えつづけています。日本でもじわりと感染者が増えてきています。経済の停滞は許されません。再び強力な自粛要請、都市封鎖は出来なんでしょう。一人ひとりがコロナウイルスに感染しない、感染させない自覚をもって行動するしか方法はないのかもしれませんが。



約100年前、スペインかぜ（インフルエンザ）パンデミックは数千万の患者と数百万の死者を出し3年程かかって終息しました。しかし未だにインフルエンザは身近なウイルスです。毎年流行を繰り返しています。コロナウイルスも一時的なものでなく共生ウイルスとして長く付き合う事と成るでしょう。特効薬開発、ワクチン開発とすぐに出来る話が巷に出回っていますがしかし事は簡単ではありません。私たちが経験した数か月でわかったことわかっていないことが少しずつ明らかになってきましたが、最初に言われた新型コロナウイルスと違い私たちにとってとても手強いウイルスと認識されてきました。

子供の感染者、重症者がほとんどいない、高齢者で持病がある人に発症10日目ころより重症肺炎となり10%ほど死亡する、感染しても40%が無症状である、ウイルスは高温、湿気、紫外線に弱い、日本人の死者が極端に少ないのは特殊なXがあるかもしれない、間もなく特効薬、ワクチンができ終息する、延期されたオリンピックが華々しく開催される。本当にそうなのか不気味な疑念が湧いています。

医療法人福生会フクヨ内科医院

福岡県糸島市高田4丁目24-1 TEL.092-324-0676

コロナに負けるな！施策

その1 決算事務説明会編

決算事務説明会は、西福岡税務署の担当官を講師に、年間6回計画していましたが、4月の開催分から感染防止に配慮し、資料（冊子）などをドライブスルー方式でお渡ししています。（15ページ参照）



その2 各種情報の提供編

コロナウイルスに起因して事業に大きな影響を受けている会員企業があることから、時宜に応じた各種情報を提供するようにしています。既に、「緊急経済対策ガイドブック」や、「緊急経済対策による税制改正ガイド」はお手元に届いていると思います。状況は各企業で異なると思いますが、ご活用ください。当会HPもぜひご覧ください。



青年部会レポート

日頃より親会役員の方々をはじめ法人会の会員の皆様には、私たち青年部会の活動にご指導・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年度末より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、青年部会においても感染拡大防止の観点から様々な事業を中止せざるを得ない状況となっております。

また、5月14日に緊急事態宣言は解除となりましたが、予断を許さぬ状況が続いており、コロナ以前の生活に戻るまでにはまだまだ多くの時間が必要です。

しかしながら、緊急事態宣言の解除以降は、少しずつではありますが社会も動き出しています。

そのような現状を踏まえて青年部会の役員・幹部で協議した結果、今年度の活動については、新型コロナウイルス感染拡大状況や社会情勢等に配慮しながら、社会の動きに合わせて慎重に事業を展開していくことと致しました。

夏季研修会

今年度の第1回目の事業として開催する夏季研修会では、瑞梅寺川沿いに設置された西部法人会協賛の「ホテルの一生看板」について、周辺の雑草の処理や看板清掃といったメンテナンスを行います。

租税教育活動

今年は、2月6日に早良高校にて141名の生徒さんを対象に、租税教育の授業を行いました。

4月以降の授業に関しては、新型コロナウイルス完成拡大の影響により、学校側との調整が止まっている状況ですが、いつ授業が再開されても対応できるような体制を整えていきます。



その他事業

今年度の事業計画では、秋季研修会や年度末研修会など様々な活動を行う予定となっております。

事業を進めるうえで、新型コロナウイルス感染拡大防止策など社会情勢に十分に配慮する必要があり、いつ、どこで、どのような形で開催できるかを随時協議・検討しながら、慎重に事業活動を行っていきたくと考えております。

今年度は今まで経験したことのない厳しい状況下ではありますが、会員の皆さまにお役立ていただけるような事業を可能な限り開催していきたくと考えておりますので、皆さまのご参加・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について

平成30年4月(令和2年4月改訂) 国税庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法の一部が改正され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、**令和2年4月1日から令和4年3月31日までに**作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※ これまでは、平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象(平成26年4月1日以後作成される契約書については一部拡充)とされていました。

女性部会レポート

女性部会員の皆様をはじめ法人会会員の皆様には、平素から女性部会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

3月以降の活動につきましては、新型コロナ禍の影響で、女性部会総会をはじめ中止や延期となっており、令和2年度は例年どおりの活動が厳しい状況ではございますが、知恵を絞っていかねばならないと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

賀詞交歓会

令和2年1月16日(木) 17時30分から
於:油山山荘

令和最初の新年会を、二度目のミシュラン2つ星を獲得された「油山山荘」において開催し、20名の皆様に参加いただきました。



会食前には「箏曲ユニット琴梨(ことり)」のお二人にご出演いただき、新春にふさわしい琴の音色を奏でいただきました。

新春定番の「六段の調べ」から始まり、最後には木綿のハンカチーフを皆で合唱し、有意義な時を過ごしました。お料理も大変おいしく、楽しい時間を過ごすことができました。



租税教室と絵はがきコンクール

今年度は8校において租税教室を開催しました。

税に関する絵はがきコンクールも8校で合計500枚以上の応募があり、どの作品も力作ばかりで、選考に苦勞するほどでしたが、「西福岡税務署長賞」「法人会会長賞」「女性部会部会長賞」「金賞」など、多くの優秀作品が選ばれました。

その中でも最優秀作品として、鳥飼小学校6年2組の方が描いた作品が「国税局長賞」を受賞されました。

表彰状については、新型コロナウイルスの感染が拡大していたため、直接お渡しすることは控え、専務理事が小学校に持参して校長先生からお渡しいただきました。

福岡国税局長賞は、局長がお祝いのビデオレターを作成されましたので、一緒にお渡しいただきました。

選考にご協力いただきました皆様方には、厚く御礼を申し上げます。

租税教室



城原小学校

飯倉小学校

絵はがきコンクール



絵はがき選考

絵はがき展示福岡タワー

第一・第二・第三・第四・第五支部合同新春研修会

2020年1月24日(金)、西新パレスにおきまして第一・第二・第三・第四・第五支部合同の研修会を開催いたしました。

講師は人材コンサルタントの齊藤正明氏。

齊藤氏は会社の理不尽な命令によりいきなりマグロ漁船に乗ることを余儀なくされ、当初は容易に環境の変化に適応できずに悩まれたそうですが、マグロ漁船では一般の会社と比較すると狭くて不便で逃げ場がない環境だからこそ、皆が助け合い、個々人が生き活きと働ける仕組みをたくさん持っていることにやがて気づかされ、退職後はコンサルタントとして「マグロ船式の人材育成」を全国に普及しておられます。

当日は「日本一のマグロ船から学んだ！リーダーシップとマネジメントの極意」と題して、主にマグロ船の船

長のリーダーシップがどのようなものであったのか、実体験を交えて雨ガッパ姿で元気いっぱい語っていただきました。

講演の評価をお尋ねしたところ、「今まで聞いた講演の中で一番良かった」「現場のリーダーシップについていろいろと考えさせられた」など、非常にご満足をいただけたようで、今後も合同支部研修会として引き続き有益な講師を呼べるよう努力してまいります。

第三支部
三野原信二





新入会員の紹介

令和2年6月末日現在

法人名	所在地	電話	業種
株式会社ヒラコー	福岡市中央区高砂1丁目20-18ヒエダデザインビル3F	406-9937	IT業
株式会社総合サービス	福岡市南区長丘2丁目26-60-207	210-9081	電力コンサルティング
山宗貿易合同会社	福岡市早良区祖原14-20	841-3010	貿易業
NPO法人 Happy Foresutみどりのその	福岡市早良区高取1丁目5-17-3	851-7212	福祉
ケイ・パッケージ株式会社	福岡市早良区百道浜1丁目3-70-3306	407-9087	商社
西日本信用保証株式会社	福岡市早良区百道浜2丁目2-22	852-8652	その他の金融業
BBfam株式会社	福岡市早良区百道浜2丁目902-1	822-5640	飲食業
acorda	福岡市早良区南庄6丁目2-13-405	080-5756-7186	Webライター
矢西サービス株式会社	福岡市早良区原1丁目41-3	531-2880	建機リース
LAMP CYCLE	福岡市早良区原3丁目19-25-101	834-5105	バイク販売業
NPS建装	福岡市早良区田村2丁目13-27-103	070-5483-7196	塗装工事業
オグラデンキ株式会社	福岡市早良区四箇5丁目2-45	811-2188	電気設備工事業
株式会社D.L.S	福岡市早良区荒江3丁目32-14	407-1832	福祉サービス業
株式会社采建築社	福岡市早良区野芥4丁目45-51	874-7385	建設業
株式会社HIKARI	福岡市早良区小笠木1175-5	836-6872	中古車販売
合同会社プレチサメンテ	福岡市城南区鳥飼6丁目22-11	407-3994	不動産賃貸・写真撮影業
株式会社アド・プランニング	福岡市城南区樋井川12丁目2-30-403	843-9066	不動産取引業
株式会社彩工房	福岡市城南区樋井川12丁目2-5第1吉浦ビル101	080-3415-2676	その他のサービス業
株式会社海将	福岡市城南区樋井川11丁目21-30	834-9858	建設業
ティークリーンサービス	福岡市城南区樋井川13丁目18-20-405	070-2388-5830	サービス業
株式会社リプロス	福岡市城南区片江3丁目42-3	866-8133	不動産仲介・売買業
株式会社バーニングマン	福岡市城南区東油山4丁目7-41	707-7772	イベント企画
株式会社ケーシーホーム	福岡市西区拾六町1丁目10-7-1	895-8001	建設業
有限会社佐伯電機設備	福岡市西区拾六町3丁目11-16	885-3530	消火設備
プライム自動車工業株式会社	福岡市西区野方2丁目9-22	811-8330	自動車整備士業
SATz Works合同会社	福岡市西区室見が丘1丁目15-18	050-5353-2614	ITコンサルティング
福岡塗装株式会社	福岡市西区吉武576-4	834-6919	塗装工事業
株式会社ライフショット	福岡市西区愛宕4丁目2-45-211	891-7422	建設業
株式会社誠心メディカルパートナーズ	福岡市西区姪の浜4丁目22-31-50	892-8585	訪問看護
株式会社アジャスト	福岡市西区姪浜駅南3丁目9-13	832-7800	障がい福祉業
株式会社MKカフェ	福岡市西区福重1丁目13-5	883-5667	飲食業
有限会社阿蘇林産	福岡市西区九大新町9番地5	805-7550	建設業
株式会社アールヤマサキ	福岡市西区今宿東1丁目19-14	407-4696	管工事
社会福祉法人筑前伊都の会	福岡市西区今宿青木1093-22	885-2945	福祉事業
有限会社原住建	福岡市西区今津1726-2	806-7370	建設業
合同会社NEXSTAGE.	福岡市西区横浜1丁目9-40花ごよみビル2F	407-5406	太陽光発電システム企画設計開発施工
株式会社A.T.Dcreation	福岡市西区横浜3丁目30-9-102	519-1430	婦人服卸業
株式会社福司工業	福岡市西区横浜3丁目27-24	834-6020	建設業
有限会社成蹊技建	糸島市三雲667-2	324-8430	建設業
PAD株式会社	福岡市中央区大名2丁目10-1	600-4601	営業代行
福岡県信用組合前原支店	糸島市前原中央2丁目2-5	323-5111	信用組合
株式会社不二電気 糸島営業所	糸島市前原北4丁目8-17	334-5268	電気工事業
株式会社Carna	糸島市三坂900	321-2356	加工食品の卸・販売

お悔み

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

原 武 人 氏 (享年 80 才 令和 2 年 3 月 30 日ご逝去)

《役員歴》 平成 7 年 5 月 理 事 11 年 5 月 常任理事
平成 13 年 5 月 副会長 平成 27 年 5 月 相談役

長い間、法人会の活動にご尽力いただき、誠にありがとうございました。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、

譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



猶予の申請方法は裏面へ

令和2年5月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
 （注）法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
 （注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

- 【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

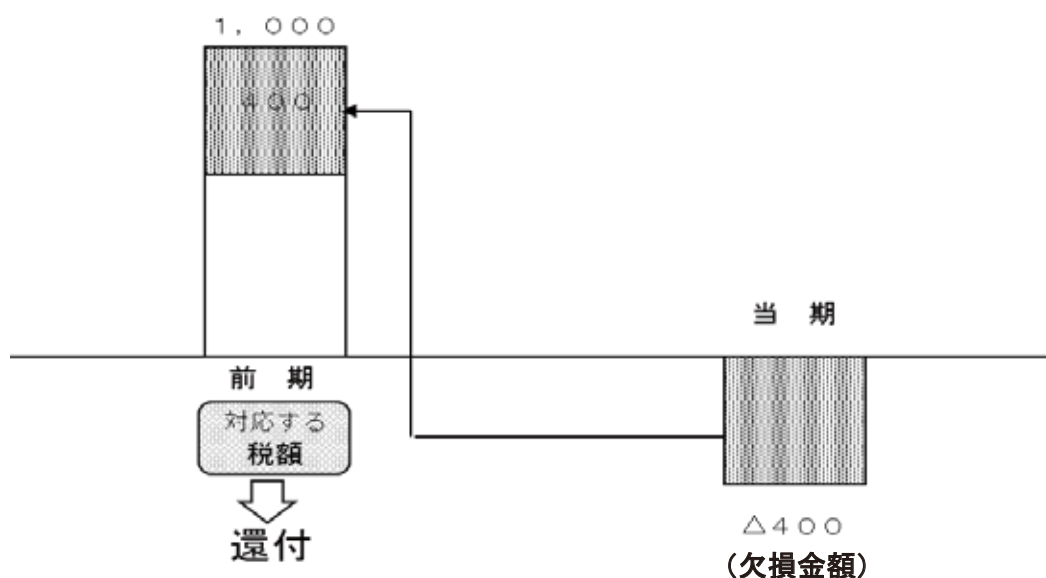
欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です

<イメージ図>



新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が1億円超 10億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- **令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能**です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）> 税務手続の案内（税目別一覧） > 法人税 > [手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

- これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「**テレワーク等のための設備**」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための 設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する**中小企業者**などが、**指定期間**内に、**経済産業大臣の認定**を受けた**経営力向上計画**に基づき**取得等**をした**一定の規模の設備**について、**指定事業**の用に供した場合、**即時償却**又は**設備投資額の7%**(資本金の額が**3,000万円**以下の法人などは**10%**)の**税額控除**をすることができる制度です
- **対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページ**をご覧ください

(中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、**国税庁ホームページ**をご参照ください。
(ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー (よくある税の質問)
> 法人税 > No.5434 中小企業経営強化税制 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

国税庁

検索

手続の詳細は右の QR コードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>




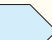
年末調整説明会中止のお知らせ

毎年11月に開催しております年末調整説明会につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、今年度の開催を中止させていただきます。

お手数をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

西福岡税務署 

国税庁ホームページはこちら 



会員の皆様には、順次ご案内を差し上げます。

令和 年 月 日
公益社団法人 福岡西部法人会
会長 蓮尾 亮二

決算事務説明会の開催中止と資料(冊子)等配付のお知らせ

平素から法人会活動に対してはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、事業に大きな影響を受けている皆様には、心からお見舞いを申し上げます。
さて、標題の説明会につきましては、皆様の安全を守るため、当分開催を見送ることとなりました。
なお、資料及び出席表の必要な会員の方には下記日程でお渡ししますので、どうぞよろしくお願いたします。
おって、受け取りに来られる場合は資料の準備がございますので、下部に決算月及び法人名を記載していただき、月 日までに、法人会事務局宛てFAX(822-0778)によりご連絡ください。

記

- 資料配付日時 令和 年 月 日 16時から17時
- 配付場所 福岡市早良区百道1丁目5番22号
西福岡税務署 庁舎前駐車場
裏面の要領でドライブスルー方式によりお渡しします。
- その他 当日、悪天候などでお渡しすることができない事態となった場合は、当会ホームページ(<http://www.fukuoka-seibu.or.jp/>)でお知らせします。

公益社団法人福岡西部法人会 御中 FAX 822-0778

決算事務説明会について、受け取りに参りますのでご連絡します。

決算月 月

法人名



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

(引受保険会社) アフラック 福岡総合支社 TEL 092-281-6716

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル10F

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

福岡支社/
福岡県福岡市中央区西中洲12-33(福岡大同生命ビル4F)
TEL 092-711-9386



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

福岡支店

〒810-0041
福岡市中央区大名 2-4-35 富士火災福岡ビル
TEL.092-718-7000 FAX.092-751-8001
午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

事務局からのお願い

- ◎法人の名称、所在地、代表者の氏名電話番号等の変更が生じた場合には、そのつど事務局までお知らせください。
- ◎法人会の会費が未納になっている企業は、早めに納付をお願いいたします。